

市政情報

講座・教室
イベント

募集・求人

健康

高齢者・福祉

ウォーキング

子育て

図書館

相談

市民情報
(伝言板・文芸)

男女共同参画情報

ほっとらいん

第64号

人権市民相談課
☎21-1416
☎23-2236

DV(ドメスティック・バイオレンス)とは?
夫婦やパートナーなど親密な間柄で行われる暴力行為のことです。

DVの種類

身体的暴力

殴る、蹴る、首を絞める、物を投げつけるなど

精神的暴力

「誰のおかげで生活できているんだ」等の暴言、交友関係や毎日の行動を細かく束縛・監視する、無視をする、大事な物を壊す、大声で怒鳴るなど

性的暴力

性行為を強要する、避妊に協力しないなど

経済的暴力

生活費を渡さない、借金をさせる、仕事を辞めさせる、「働くな」と命令するなど

DVのサイクル(周期)

ハネムーン期 (解放期)

(加害者)「もう暴力は振るわない」と別人のように優しくなり反省する
(被害者)私がいないとダメ、もう一度信じよう

緊張期 (イライラ期)

ささいなことでイライラし威圧的になる

爆発期 (暴力等が起こる)

怒りをコントロールできなくなり、激しく暴力を振るう

※被害者は女性だけとは限りません。

※DVは、児童虐待と関連しています。子どもの前でDVが行われることを「面前DV」と言い、児童虐待(心理的虐待)に当たります。

※DVは、交際相手からの暴力も含まれます。交際相手からの暴力のことを「デートDV」と言います。身体的暴力や精神的暴力のほか、スマートフォン等を使った束縛や監視なども含まれます。

※秘密は厳守しますので、一人で悩まず、ご相談ください!

11月12日(金)～25日(木)は「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間です。



パープルリボンには「女性に対するあらゆる暴力をなくしていこう」というメッセージが込められています。

東松山市配偶者暴力相談支援センター(人権市民相談課) ☎81-5702

相談受付日時 平日 午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

市政情報

11月の納税

□国民健康保険税(第5期)

納期限は11月30日(火)です。口座振替の場合も、11月30日(火)が振替日になりますので、ご利用の人は前日までに残高をご確認ください。

□夜間納税相談窓口

日中来庁できない人のための納税相談を行いますので、ご利用ください。また、納付も受け付けます。

日 11月30日(火)、12月27日(月)午後5時15分～7時

場・問 収税課

☎21-1409
☎23-2238

税を考える週間

11月11日(木)～17日(水)は税を考える週間です。くらしを支える税をテーマとして、国税庁の仕事や取組を紹介しています。詳細は国税庁HPをご確認ください。



国税庁HP

年末調整説明会の取りやめ

東松山税務署では、例年「年末調整説明会」を開催していましたが、令和3年以降は実施しないことになりました。

東松山税務署 ☎22-10990

りました。

年末調整に関する各種情報は、国税庁HPの「年末調整がよくわかるページ(令和3年分)」をご確認ください。



国税庁HP

東松山税務署 ☎22-10990 ※窓口での相談は事前予約制

「女性の人権ホットライン」強化週間

夫・パートナーからの暴力やストーカー行為など、女性をめぐるさまざまな人権問題について、専用相談電話による相談を受け付けます。

日 11月12日(金)～18日(木)午前8時30分～午後7時
(13日(土)・14日(日)は午前10時～午後5時)

相談員 法務局職員、人権擁護委員



法務省HP

専用相談電話

☎0570-10701810

問 さいたま地方税務局人権擁護課
☎048-859-3507

住民票等の取得についての各種サービス

□お住まいの近くで取得したい場合

取得できる書類 住民票の写し、住民票記載事項証明書、印鑑登録証明書、戸籍全部(個人)事項証明書(戸籍謄抄本)、戸籍の附票の写し、年金等の現況証明

取得できる施設 各市民活動センター

受付日時 平日午前8時30分～午後5時15分(年末年始を除く)

□平日の開庁時間に行くことができない場合

電話予約又は市HPの電子申請サービスが利用できます。電話又は電子申請で予約すると、市役所の夜間休日受付窓口で受け取ることができます。なお、電話での口述に支障のある人や聴覚に障害のある人はFAXで予約することもできます。

取得できる書類 住民票の写し、印鑑登録証明書

対 市内に住居登録している本人又は住民票が同一世帯の人

交付日及び受付・交付時間

交付日	受付時間	交付時間(要予約)
月～金曜日	午前8時30分～午後4時45分	午後5時15分～午後9時
日曜日	午前8時30分～正午	午前8時30分～午後5時15分
土曜日、祝日、年末年始		午前8時30分～午後5時15分

※日曜日の午前8時30分～午後0時30分は、市民課窓口で交付します。

■共通事項

持 本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード、パスポートなど)、印鑑登録証(印鑑登録証明書を請求する場合)、手数料

□市役所や市民活動センターに行くことができない場合

郵便で請求できます。文書(封書に限る)で市民課に住民票等を請求した人に郵送します。ただし、郵送料は請求した人の負担となります。

文書に不備があると交付できませんので、請求する際は事前に市民課までお問い合わせください。

問 市民課 ☎21-1402 ☎23-2234